

# 鴻巣市森林整備計画

平成30年3月

計画期間

自 平成30年4月 1日  
至 平成40年3月31日

埼玉県

鴻巣市

## 目 次

<b>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</b>	
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	1
<b>II 森林の整備に関する事項</b>	
<b>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）</b>	<b>2</b>
1 樹種別の立木の標準伐期齢	2
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
3 その他必要な事項	3
<b>第2 造林に関する事項</b>	<b>3</b>
1 人工造林に関する事項	3
2 天然更新に関する事項	4
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	5
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	5
5 その他必要な事項	6
<b>第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準</b>	<b>6</b>
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	6
2 保育の種類別の標準的な方法	6
3 その他必要な事項	6
<b>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</b>	<b>7</b>
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	7
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	8
3 その他必要な事項	9
<b>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項</b>	<b>9</b>
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	9
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための	

方策	9
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	9
4 その他必要な事項	9
<b>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項</b>	<b>9</b>
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	9
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	10
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	10
4 その他必要な事項	10
<b>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b>	<b>10</b>
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	10
2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	10
3 作業路網の整備に関する事項	10
4 その他必要な事項	11
<b>第8 その他必要な事項</b>	<b>11</b>
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	11
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	11
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	11
<b>Ⅲ 森林の保護に関する事項</b>	
<b>第1 鳥獣害の防止に関する事項</b>	<b>12</b>
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	12
2 その他必要な事項	12
<b>第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</b>	<b>12</b>
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	12
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	12
3 林野火災の予防の方法	12
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	13
5 その他必要な事項	13
<b>Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項</b>	
1 保健機能森林の区域	14

2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	14
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	14
4	その他必要な事項	14

#### V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	15
2	生活環境の整備に関する事項	15
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	15
4	森林の総合利用の推進に関する事項	15
5	住民参加による森林の整備に関する事項	15
6	その他必要な事項	15

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は、埼玉県の中央部に位置し、総面積 6,744ha で、森林整備対象民有林面積は、2ha である。そのほとんどは広葉樹であり、小面積の森林が散在している。

この都市部に残された貴重な森林を、生活環境の保全及び保健休養機能等の公益的機能を高める視点を軸に整備を進めるものとする。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

快適環境形成機能維持増進森林を地域の目指すべき基本的森林資源とする。

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の方策

##### ア 森林整備の基本的な考え方

森林の有する諸機能を高度に発揮させるため、適正な森林施業を実施する。

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とする。

##### イ 森林施業の推進方針

樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意すると共に、伐採後は、必要に応じて造林を行うこととする。大部分が広葉樹二次林であるので、目的樹種の成長を阻害する場合など必要に応じて整理伐を行うものとする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種			
	クヌギ	その他広葉樹	ス ギ	ヒノキ
全 域	10 年	15 年	35 年	40 年

注）この標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法は、択伐又は皆伐によるものとする。

##### ・択伐

主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、立木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行うものであり、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下の伐採）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

##### ・皆伐

主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び多面的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、一定程度ごとに保残帯を設け的確な更新を図ることとする。

なお、立木の伐採に当たっては以下のア～オに留意することとする。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適格な更新を確保するために、予め、適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して、伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

- 3 その他必要な事項  
該当なし

## 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項

### (1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種	備 考
人工造林の対象樹種	クヌギ、コナラ等	

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市産業振興課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

なお、樹種の選定にあたっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土種などにも考慮すること。

### (2) 人工造林の標準的な方法

#### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
広葉樹	疎仕立て	概ね 2,000	
	中仕立て	概ね 3,000	

(注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市産業振興課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

#### イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 方 法
地拵えの方法	区域内の立木・かん木・笹・雑草類は地ぎわから伐倒し又は刈り払うこと。
植付けの方法	植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。
植栽の時期	2月～6月中旬までに行うものとする。

ウ 複層林化を図る場合の植栽本数

(上層木伐採率) × (標準的な植栽本数) 以上を植栽する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内を目安とする。

択伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内を目安とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クヌギ、ケヤキ、コナラ、カエデ
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

(ア) 期待成立本数

樹種	期待成立本数
クヌギ、ケヤキ、コナラ、カエデ	10,000 本/ha

(イ) 天然更新すべき本数

樹種	期待成立本数 × 3/10 以上
クヌギ、ケヤキ、コナラ、カエデ	3,000 本/ha



#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行うこと
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する
ぼう芽更新 (芽かき)	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする

#### ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認することとする。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内を目安とする。

#### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 該当なし

#### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

##### (1) 造林の対象樹種

###### ア 人工造林の場合

1の(1)による。

###### イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種については、2の(1)によるものとし、天然更新すべき本数の基準となる、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10000本/haとする。

天然更新を行う際には、その本数の10分の3を乗じた本数以上の本数(草丈以上のものに限る)を更新すべき本数とする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定める。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

該当なし

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数		標準的な方法
		初回	2回目	
下刈り	広葉樹	適	宜	必要に応じて行うものとする。
つる切り	広葉樹	適	宜	造林木の育成に支障とならないよう、必要に応じて行う。
除伐	広葉樹	適	宜	下層植物の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じ行う。

3 その他必要な事項

該当なし

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

###### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### ア 区域の設定

該当なし

###### イ 森林施業の方法

該当なし

###### (2) 快適な環境形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### ア 区域の設定

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

快適な環境形成の機能の維持増進を図る森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、生活環境保全機能が高い森林等

###### イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等のうち、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

それぞれの森林の区域については別表2により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 森林施業の方法

該当なし

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	概要図に図示 2 h a	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

※ 上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	
複層林 施業を 推進す べき森 林	複層林施業を推進すべき森林 (択抜によるものを除く)	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進す べき森林	糠田、滝馬室、原 馬室 (鴻巣 001)	2 h a
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進 すべき森林		該当なし	

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための  
方策

該当なし

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他の必要な事項

該当なし

**第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項**

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに

関する事項

該当なし

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

該当なし

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

該当なし

イ 細部路網の維持管理に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

## 第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

設定なし

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

##### 2 その他必要な事項

なし

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

###### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ病についても、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ることとする。

森林病虫害等のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行なうものとする。

###### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、関係行政機関、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を講じていく。

##### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、関係行政機関及び森林所有者等と協力する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

##### 3 林野火災の予防の方法

山林火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行う。



4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項  
該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林  
該当なし

(2) その他  
該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域  
該当なし
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法  
該当なし
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備  
該当なし
- 4 その他必要な事項  
該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (3) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

- (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

該当なし

- (2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

- (3) その他

該当なし

### 6 その他必要な事項

該当なし